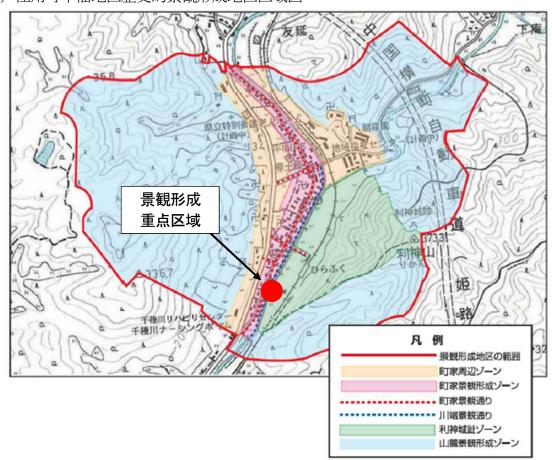


(参考) 佐用町平福地区歴史的景観形成地区区域図



景観形成重点基準

別添資料3

(1)建築物等に関する基準

項目		建築物の基準(注)	工作物の 基準	
		・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景 指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	・突出感、違和 感を周囲に	
重点区域全域	壁面の 位置	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。	与えないよ うな意匠と	
	高さ	・階数は2階以下とする。	する。となる佐用町景雑指域ので景地は平観に定の準地成け区根地域がある。	
	外壁	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。		
	建具	・建具は木製とする。		
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。		
	建築設備等	・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、景観展望地 点から見えない位置に設置する。		
	掲出物	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。		
		・佐用川に水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。		
見える建築	景観展望地点がらり、外壁	・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。		
等	から外壁	・土壁、板張り、漆喰塗りとする。		
	外構	・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。		

注 表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に 準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	頁目 自動販売機の基準		
位置 ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないとする。			
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。		
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。		
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図 る。		

景観形成重点区域の指定による地区の顔づくり







■景観形成重点区域とは

「景観形成地区」の中でも、特に優れた景観が見える場所を「景観展望地点」として、そこから見える範囲を「景観形成重点区域」とすることで地区の顔となる景観の保全・継承を図ります。

■景観形成重点区域に指定されると

①届出手続

従来の景観形成地区と同様に、次のような行為をするときは届出が必要です。

- ①建築物等の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ②自動販売機の設置
- ③広告物等の表示、設置

②景観上のルール(景観形成重点基準)

従来の景観形成地区で定めている景観形成基準と比べて、より伝統的な様式等 の保全に重点を置いた景観形成重点基準を守る必要があります。

③支援メニューの拡充

景観形成地区 助成率: 1/3 助成限度額:330万円 →景観形成重点区域 助成率:1/2 助成限度額:500万円

	助成対象経費(所有者等が執行するもの)	助成率	助成限度額 (万円)
1	基本設計費、実施設計費及び工事監理費		90
2	建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景 に係る工事費	1 /2	,
3	門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修 景に係る工事費	伴う外観の修 1/2	
4	その他、景観形成において必要と認められる、外観 の修景に係る工事費		

【お問い合わせ先】

制度に関すること:兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299 支援に関すること: (公財) 兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1260